住宅用火災警報器が命を守る
春の全国火災予防運動 3月1日㈰〜3月7日㈯

３月１日㈰から３月７日㈯まで、全国一斉に春の火災予防運動が行われます。この時期、強風が吹き、空気が乾燥するため火災が起こりやすくなります。住宅防火のための７つのポイントを把握し、火災を未然に防ぎましょう。

消防本部　992-3211
消防署　995-0119

「もういいかい　火を消すまでは　まあだだよ」
平成 26 年度全国統一防火標語

「地域から　未来へつなぐ　防火の輪」
平成 26 年度市防火標語

火災警報器の設置を
市内の設置率はいまだ７割程度

平成 26 年中の当市の火災件数は 14 件、そのうち建物火災が 4 件です。住宅火災による死者の約 7 割が逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器を設置すれば早期に火災を発見、避難できるようになります。また、住宅用消火器を設置して火災が小さなうちに対処できるようにしましょう。

すべての住宅は寝室や寝室が 2 階にある場合には階段上部に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。市内の住宅用火災警報器の設置率はいまだ 7 割程度です。まだ設置していないご家庭は設置してください。

住宅用火災警報器の電池の寿命は約 10 年です。初期に取り付けたものは、まもなく 10 年が経過します。すでに設置している方も電池の交換や、機器の更新の必要がないか確認してください。古くなり、廃棄する場合は、本体と電池を分けて市のごみ仕分け表に従って処分してください。

住宅用火災警報器は古くなると誤作動を起こす場合があります。定期的に掃除を行いましょう。掃除の仕方は機種によって異なります。取扱説明書をご確認ください。

住宅防火の７つのポイント
３つの習慣と４つの対策が命を守る

３つの習慣

- ●寝たばこは、絶対にしない。
- ●ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ●ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

- ●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ●寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。
- ●火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する。
- ●お年寄りや身体の不自由な方を守るために、近隣の協力体制をつくる。

消火器の悪質な販売に注意
職員は訪問販売をしません

近年、県内では消火器の悪質な販売が増えています。家庭に来訪し、消防職員を名乗り、消火器を見せてくれなどと言い「この消火器は古いから新しい消火器を購入したほうがいい」などの手口で消火器を販売するケースがあります。消防職員が皆さんの家庭を訪問し消火器の販売をすることはありません。悪質な訪問販売などには十分に気を付けてください。